

1 生物多様性の重要性

地球上には、それぞれの地域に様々な生物が生息・生育し、自然の中で種を超えて互いにつながりあっています。この生物多様性の中で水や空気がつくられ、食料も衣服の材料となる繊維もつくられます。木材や薬品の原料、石油などのエネルギーも同じです。そして私たち人間は、この様々な生物のひとつであるとともに、これらの恵みを得て命をつないでいます。生物多様性は、私たち人間が生きていく上での基盤であり、欠かすことのできないものです。

私たちは、ともするとこの恵みをもたらしてくれる生物多様性のことを忘れ、これを傷つける行為をしてしまいますが、その結果は私たち自身に戻ってきます。私たちがこれからも豊かに暮らし、この豊かな恵みを次の世代に引き継いで行くためには、生物多様性を損なわないよう、いつまでも守り続けることが重要です。

2 戦略の背景

大分県は、九州本島の北東部に位置し、北に周防灘、東は伊予灘、豊後水道及び日向灘の海域を臨むとともに、英彦山・犬ヶ岳山系、津江山系、くじゅう山系及び祖母・傾山系の山岳地帯に囲まれています。山岳、森林、草原、河川、海岸等の多様な自然環境に恵まれ、地形・地質が複雑なうえ、気候も変化に富んでいることから、多様な植生分布が見られるとともに動物相も豊富です。

この豊かな自然に育まれた生物多様性は、水や空気、食料や燃料等を生み出すとともに、気候を安定させ、自然災害の影響を軽減するなど、私たちの暮らしの基盤をつくっています。

私たちは、この豊かな生物多様性に支えられ、農林水産業をはじめとする様々な産業を発展させつつ地域の文化を育むなど、自然の恵みによって生活を営んできました。

しかし、経済性を優先した開発等は自然を減少させ、深刻な人口減少・高齢化の進展等は人の手により守られていた里地里山などの自然の荒廃を進めました。さらに、人為により移入した外来種は地域の生態系をかく乱し、地球温暖化に代表される環境の変化は地域の生態系に深刻なダメージを与える可能性が指摘されています。

こうした中、平成22(2010)年に開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において、2020年までの世界目標である「愛知目標」が採択され、各国が目標達成のための施策を講じてきました。しかし、令和2(2020)年9月に生物多様性条約事務局が公表した「地球規模生物多様性概況第5版(GB05)」では、世界全体では愛知目標の20の目標のうち、完全に達成された目標はないとされました。さらに、生物多様性は「今までどおり」のシナリオでは損失し続けるものの、これまでの自然環境保全の取組に加え、より持続可能な食料生産や、消費と廃棄物の削減といった様々な分野が連携して取り組めば、低下を止めて反転させ、2030年以降には生物多様性の増加につながる可能性があると考えられました。

このような指摘を踏まえて、愛知目標に代わる新たな世界目標の議論が行われ、令和4(2022)年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)において、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30目標」や2050年ビジョン「自然と共生する社会」に向けた2030年ミッションとして、2030年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ(自然再興)」の考え方を含む新たな世界目標「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択されました。

環境省が令和3(2021)年3月に公表した「生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021(JBO3)」によると、我が国の生物多様性は、過去50年間、損失し続けています。生

物多様性の損失に対する直接要因のうち、自然に対する働きかけの縮小による危機は、森林生態系や農地生態系で大きく、長期的に増大する方向で推移し、人口動態や社会の変化にも関連しています。

こうした状況を踏まえ、国は、「愛知目標」の達成に向けたロードマップであり、自然共生社会に向けた方向性を示すために策定した「生物多様性国家戦略 2012-2020」をさらに発展させ、新たな世界目標に向けて取り組むべき事項を掲げた「生物多様性国家戦略 2023-2030」を令和 5（2023）年 3 月に策定しました。生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応や、ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の根本的変革を強調するとともに、30by30 目標の達成等により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復すること、さらには自然資本を守り活かす社会経済活動を推進することなどを盛り込んだ 5 つの基本戦略と行動計画を示しました。また、国立・国定公園を始めとした法的に規制された保護地域に加え、「保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域（OECM）」による 30by30 目標の達成に向け、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定する新たな取組もスタートさせました。

本県では、平成 23（2011）年 3 月、生物多様性基本法の規定に基づき、「生物多様性おおいた県戦略」（戦略期間 H23～H27）を、平成 28（2016）年 3 月には「第 2 次生物多様性おおいた県戦略（2016-2020）」（戦略期間 H28～R2（R5 まで延長））を策定し、生物多様性の保全と持続可能な利用を目指した取組を進め、大分県版の新たな環境保全の取組として「おおいたの重要な自然共生地域」の選定も行ってきました。第 2 次生物多様性おおいた県戦略については、当初、令和 2（2020）年を目標年とし、令和 2（2020）年度中に改定される生物多様性国家戦略に基づき新たな戦略を策定する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、生物多様性条約第 15 回締結国会議（COP15）が延期され、国家戦略の改定が令和 5（2023）年 3 月となったため、戦略期間を令和 5（2023）年度末まで延長し、取り組んできました。

この第 2 次生物多様性おおいた県戦略が最終年度を迎えるとともに、生物多様性を取り巻く状況の変化や新たな世界目標等に対応し、生物多様性の保全と持続可能な利用を目指した取組をさらに進めるため、本戦略を策定します。

3 戦略の位置付け

この戦略は、生物多様性基本法第 13 条に定める生物多様性地域戦略であり、「生物多様性国家戦略 2023-2030」を基本とし、「大分県環境基本計画」に位置付けられた生物多様性の保全等に係る施策を実行するための個別計画です。

4 戦略の対象地域

対象地域は、大分県全域とします。

5 戦略の期間

「生物多様性国家戦略 2023-2030」の終期に合わせ、令和 6（2024）年度から令和 12（2030）年度までの 7 年間とします。